

令和7年度 第7期第5回 練馬区地域包括ケア推進協議会 会議要録

1 日時	令和7年7月18日（金） 午後6時30分～午後8時00分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	（委員17名） 宮崎牧子委員長、大森裕美委員長代理、星川茂喜委員、木幡和枝委員、吉田壯二委員、藤野貴志委員、内田敦子委員、生田剛史委員、友光成仁委員、後藤正臣委員、柳沢ゆかり委員、土田秀行委員、千葉三和子委員、笹川浩利委員、杉浦康委員、鶴浦乃里子委員、青木伸吾委員 （事務局13名） 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長、ほか高齢者支援課・介護保険課職員8名
4 傍聴者	0名
5 議題	1 令和6年度練馬区地域包括支援センター事業実績について（報告） …資料1 2 令和7年度練馬区地域包括支援センター事業計画について …資料2 3 令和6年度生活支援コーディネーター活動報告 …資料3 4 その他
6 配付資料	（資料1）令和6年度練馬区地域包括支援センター事業実績について（報告） （資料2）令和7年度練馬区地域包括支援センター事業計画について （資料3）令和6年度生活支援コーディネーター活動報告 （参考資料1）令和7年度練馬区地域包括支援センター運営方針 （参考資料2）練馬の介護保険状況について（6月分）
7 所管課	（練馬区地域包括支援センターに関すること） 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 TEL：03-5984-1187（直通） Eメール：KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp （練馬区地域密着型サービスに関すること） 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係 TEL：03-5984-1461（直通） Eメール：KAIG015@city.nerima.tokyo.jp

令和 7 年度 第 7 期第 5 回

地域包括ケア推進協議会

（令和 7 年 7 月 18 日（金）： 午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分）

○委員長

第 5 回練馬区地域包括ケア推進協議会を開催します。

最初に、委員の出席状況、傍聴者の状況の報告および配付資料について確認します。

○事務局

【委員の出欠・傍聴者の報告、配布資料の確認】

○区幹事および事務局

【自己紹介】

○新委員

【自己紹介】

○委員長

案件 1、令和 6 年度練馬区地域包括支援センター事業実績について、高齢者支援課長からご説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料 1 について説明】

○委員長

案件 1 についてご質問・ご意見はありますか。

○委員

3 ページについて、包括的支援事業の社会保障充実分というのはなぜ入らないのでしょうか。

○高齢者支援課長

包括的支援事業の社会保障充実分については表中に含まれています。3 ページの包括的支援事業の社会保障充実分の上に事業内容を記載しており、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を地域包括支援センターで行っています。

○委員

5 ページでは、介護予防に関する相談がずっと増えてきましたが、令和 6 年度になって急に減っています。31%も減っていますが、考えられる理由は何でしょうか。

○高齢者支援課長

介護予防に関する相談の中には、元気な方が運動できるところや、体操教室等のご相談も含まれています。また、包括支援センター以外の所でも事業が充実し、周知も広がり、相談先が少し分散してきているのかと考察します。今後も、経過的に見ていく必要があるものと感じています。

○委員

7 ページの権利擁護に関して、地域包括支援センターで受付をしたときに、どこまで案内しているのか教えていただきたいです。また、8 ページの高齢者虐待の相談・通報件数と推移の表で、施設虐待を除くと記載があるのはなぜでしょうか。

○高齢者支援課長

権利擁護に関しましても多種多様な相談があります。大きく分けると、虐待に関する相談、成年後見制度に関する相談、消費者被害に関する相談です。成年後見制度については、制度を知りたいなどの内容であれば、地域包括支援センターの方でも説明しています。制度の利用など、より具体的な話では、権利擁護センターで対応しております。権利擁護センターの認知度もだんだん高まっており、相談件数が増えてきていると聞いています。施設虐待を除いた理由については、施設虐待は総合福祉事務所で対応するという事になっているため、今回は除外させていただきました。

○委員

11 ページの表についてですが、介護予防サービス給付と介護予防ケアマネジメントについて、違いをもう少し詳しく、具体的に教えてください。

○高齢者支援課長

11 ページのサービスの違いについては、「すぐ分かる介護保険」22 ページに介護サービスの種類が掲載されており、こちらが分かりやすいものと思います。水色の介護予防サービスは、訪問入浴介護や、訪問看護、福祉用具の貸与などのサービスの提供となります。オレンジ色の介護予防ケアマネジメントについては、「すぐ分かる介護保険」の44～45 ページに記載のサービス・活動事業のみを受ける場合には、介護予防ケアマネジメントと表記しています。

○介護保険課長

補足いたします。皆様の机の上に配付した介護保険状況報告（6 月分）の裏面に、居宅（介護予防）サービス別の利用者数の表が載っています。表の一番下に、介護予防・居宅介護支援の行があり、要支援 1 と要支援 2 の合計 3,071 件、これが 11 ページの棒グラフの青色の部分に該当します。また、裏面の 4 番、サービス・活動の利用者数の表の一番下に介護予防ケアマネジメントの行があります。こちらが 11 ページの棒グラフのオレンジ色の部分に該当します。

○委員

11ページのスライドの介護予防支援事業のプランの作成の件数は増えていますが、全て地域包括支援センターが作成しているのでしょうか。

○高齢者支援課長

プランの作成は地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託することができますので、地域の居宅介護支援事業所が作成しているものも含まれています。

○委員長

案件 2 に移ります。令和 7 年度練馬区地域包括支援センター事業計画について、高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料 2 について説明】

○委員長

案件 2 について、ご質問・ご意見はありますか。

○委員

桜台の「地域のコンビニ・薬局・医療機関・郵便局・銀行・スーパー等、密接に連携し情報交換を行います」とあり、面白いと思いますが、もう少し具体的に教えてください。

○高齢者支援課長

コンビニや薬局との連携に当たっては、地域包括支援センターが直接地域のコンビニに出向いて、お話をさせていただくことがあります。薬局等については、地域の薬局と地域包括支援センターが連携して、地域の高齢者を見守る取組みも行っています。医療機関も同様です。こうした、地域にあるコンビニ、薬局、医療機関、郵便局、銀行、スーパー、商店街、町会、自治会、民生委員など、地域の中で高齢者の支援をしている方々を一堂に会して、地域づくりのネットワークを構築するために、包括的支援事業の社会保障充実分の地域ケア会議推進事業があります。地域の住民、企業、団体が連携したネットワークをつくるための会議体として機能するよう位置づけた上で実施しています。桜台に関しましては、圏域内に商店街があり、商店街との連携もしていると聞いています。

○委員

各所の地域包括支援センターごとに様々な特徴があることに感心しました。一つだけ提案ですが、一度、この会議体で、どこか特徴的なセンターに実際に出向いて、そこの職員と現場で話を聞いてみたいと思いました。例えば年度内に 1 回、1 か所から 2 か所ぐらい訪問して、委員全体で現場を見に行く機会を持つことはできますでしょうか。

○委員長

田柄地域包括支援センター長いかがでしょうか。

○委員

企画していただければ、実際の地域包括支援センターをご覧ください、実際の事業や地域との連携のことなど、地域包括支援センターの現場をご紹介しますと思います。

○委員長

事例を学ぶという機会として、事務局でも調整をお願いいたします。

○委員

資料は令和7年度の事業計画ということですが、令和6年度の事業計画やグラフを用いて、良かったところを水平展開した方がよろしいのではないのでしょうか。さらに、各地区で、いろいろとばらつきがあるかと思いますが、共通に使えるのであれば、それを水平展開するような形に持っていった方がいいのではないかと思います。例えば過去5年間の推移をみても良いのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

もう一つは、中村かしわ地域包括支援センターで、地域包括支援センター公式LINEで詐欺被害の情報をリアルタイムに高齢者本人に届けているとのことですが、スマホ等を高齢者皆さんが持っていて、見ているということなのでしょう。

○高齢者支援課長

事業計画については、昨年度の計画を振り返り、今年度の計画に生かしていくため、見える化していくことが必要ではないか、とのご質問かと思います。昨年度の計画につきましてはモニタリングを行っており、個々の事業について、それぞれの地域包括支援センターと担当部署で確認をして、それを踏まえた上で新年度計画を立てています。また、国の基準に基づいた評価も年度末に報告しています。

好事例の横展開については、このように計画を公開することで、お互い、他の地域包括支援センターでどのような取組をしているのかを知る機会になるものと思っています。それとともに、センター長会なども開催しており、情報共有もしています。その他、生活支援コーディネーターの連絡会や、ひとり暮らし高齢者の訪問を行っている訪問支援員の連絡会をやっており、好事例は共有するようにしています。好事例を共有することは、地域包括支援センターのスキルアップとして大切なことだと考えています。

中村かしわのLINEについては、全ての方がスマートフォンを持っているわけではありませんが、一つの手段として公式LINEを使っています。高齢者だけではなく、子世代や、孫世代にも使っていただければ、「おじいちゃん、近くでこのようなことがあったらいいから気をつけてね」と、声をかけてもらうことも効果として考えています。SNSについては、高齢者のみならず、住民全ての人で共有できたら良いと考えています。

また、今年度から、防犯と防災に関して、区内の警察署、消防署と連携して、街かどケアカフェでの出張講座を実施しています。警察や消防の人が来て話をする貴重な機会になっており、周知にはリーフレットも活用しています。

○委員

中村かしわ地域包括支援センターの公式LINEを初めて聞きました。民生委員の会等でPRできれば良いと思います。私は町会活動もやっていますが、町内の街かどケアカフェでは、毎月掲示しています。水平展開については、先ほど申し上げましたが、失敗した、成功したなどの発表会のようにした方がよろしいのではないかと思います。

○高齢者支援課長

確かに成功事例だけではなく、困ったこと、うまくいかなかったことを、皆で共有して、その解決策を見ながらアイデアをもらうという場があるべきと思います。地域包括支援センターのセンター長とともに、これからの横展開を広げていきたいと考えています。

○委員

我々委員は任期のはじめに勉強会を開催し、街かどケアカフェなども見学させていただいて、勉強になりました。具体的に行ってみないと分からない部分もありますから、非常に良かったと思います。いくつか新しくなった施設もご案内いただき、大泉の常設型街かどケアカフェは、実際に行ってみたこともあって、高齢者支援課長からの説明の中で具体的なイメージが湧きました。ぜひ、そうした機会を増やしていただけるとありがたいです。

○委員長

案件の3、令和6年度生活支援コーディネーター活動報告について、高齢者支援課長から説明をお願いします。

○高齢者支援課長

【資料3について説明】

○委員長

資料3につきまして、何かご意見・ご質問はありますか。

○委員

コーディネート事例1も2も素晴らしいと思いました。民間企業との連携で、巢鴨信用金庫との取組は非常に良いと思います。練馬区内の全体像を教えてくださいたい点と、是非こうした取組を広げていただけたらと思います。他の銀行も、ATMや銀行の外に、詐欺防止で立っていらっしゃる方がいますが、生活支援コーディネーターの活動内容や地域包括支援センターに関するチラシの配布等もできると良いのではないかと思います。今後の展開を考えているか、教えていただけないでしょうか。

また、移動販売車の事例も面白いと思いますが、直接依頼することも可能なのどうかを教えていただけないでしょうか。

○高齢者支援課長

巢鴨信用金庫は区内に支店が5か所あり、その5か所とも、今回の取組にご協力いただ

き進めているところです。

他にも、練馬区では見守り協定という、地域の高齢者を見守り、何か日常の業務の中で異変があったら地域包括支援センターにつないでいただく取組も行っており、その中にもいくつか協定を締結している金融機関などもありますので、横展開も今後考えていければと思います。また、それぞれの地域包括支援センターでは、地域ケア会議を通じて、金融機関とも連携を図っています。この好事例も取り組んで広げていければと考えています。

移動販売は、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが手配するということではできません。自治会の中で協議し、買い物ができない状況をどのように解決することができるのか生活支援コーディネーターと共に考えました。その中で、移動販売車を自治会長が見つけてきたとお聞きしています。自分達だけでやっていくことに非常に不安があったということで、生活支援コーディネーターが後押しをしたというものです。実際に誘致の責任を持っているのは自治会長です。

○委員長

このように自治会が団地の集会室と移動販売などを連携させて、栄養講座や口腔ケアなどをやりながらできれば、買物に来た方が介護予防の知識習得やケアなど、実際に経験して帰ることができ、団地の良さを活用しながら実施できるのではないかと思います。広がりを感じました。一戸建てが多い地域で今後どうしていくか、生活支援コーディネーターは、場所を確保しながら、高齢者の方が出て来やすいようにする難しさがあります。それぞれの地域の特性などを考えてやらなくてはいけないところだと思いますが、地域の方も、是非生活支援コーディネーターに、意見やお話しをしていただくと良いのではないかと思います。このようにコーディネートできた事例を多くの方々に紹介していくと、手を挙げる方も出てくるのではないかと思います。

○委員

令和6年度の取り組みの目標で、高齢者と地域団体とのコーディネートの件数は年間300件。実績としては1.5倍の458件で、達成ということで良いと思います。高齢者が地域の中で活動したいという希望に対するコーディネートと、もう一つは、高齢で孤立していて、支えてくれる地域団体を探したい方へのコーディネートと、大まかに二つに分かれたかと思いますが、具体的にどのような高齢者のニーズがあって、地域団体と結びつけたのかでしょうか。

○高齢者支援課長

資料1の14ページをご覧ください。生活支援コーディネーターによるコーディネート先として、自分自身が地域活動で活躍したいという方たちへの紹介・参加が含まれています。14ページの表の地域活動団体の紹介・参加164件と、下のボランティアのできる地域活動団体の紹介・実施の294件を足すと458件になり、資料3の実績として掲載したものです。

○委員

練馬区はきめ細かく、幅広くいろいろな事業をされています。薬剤師会は会員約200薬

局の会員がいますが、200薬局の中でも今、地域包括支援センターと同じ住所割りで薬局もエリア分けをしています。街かどケアカフェ等で連携を取って講座をやったり、コンビニ薬局街かどケアカフェと一緒にやったりしています。私は調剤薬局ですが、調剤以外にもいろいろな相談が来たときに、自分たちは解決できないけれども、地域包括支援センターにつなぐことで住民の方がすごく良い環境になった事例はたくさんあります。

令和 7 年度の生活支援コーディネーターの中でもありましたが、子どもも含めた形での昔遊び等、高齢の方々、パワーや知識のある方々といろいろなことをやるのが、子どもの成長や新しい発見につながります。中学生になった息子に対しても、ボランティアは全く興味ないのに、地域の人たちが集る会で、ボランティアをやりませんかと誘われ、ちょっとやってみようかと言って、行動変容が始まっています。多世代にわたることは、非常に良い新たな発見で、子どもにとっても、我々親にとっても地域に目を向ける機会ができています。引き続きこういったものはやっていただきたいです。

特に定年退職したこの世代は非常にパワフルで、この方々の活用は課題であると感じています。定年退職後のパワーがあり余っている特に男性の方々が、地域で活躍すると、もっと良い練馬区になるのではないかと感じています。

○委員長

案件の 4、その他について事務局からお願いします。

○介護保険課長

【指定介護予防支援事業者の指定について説明】

【参考資料 2 について説明】

○高齢者支援課長

【委員からの質問について説明】

【令和 8 年度の新年賀詞交歓会について説明】

○委員長

最後に次回の開催予定について、事務局からお願いいたします。

○事務局

【次回開催日程について説明】

○委員長

これをもって、本日の第 5 回練馬区地域包括ケア推進協議会を閉会します。

閉会